

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会コンピュータ情報システム
運用管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、筑紫野市社会福祉協議会個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）に基づき、筑紫野市社会福祉協議会における個人情報を取り扱うコンピュータ情報システム（以下「情報システム」という。）の適正な運用及び情報の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 保護規程第 2 条第 1 号に定義された個人に関する情報をいう。
- (2) 情報システム サーバー機、端末機、プリンタ及び附帯設備等を有機的に構成した総体をいう。
- (3) 個人データ 情報システムにおいて利用する個人情報をいう。
- (4) 媒体 個人データをコンピュータが利用可能な形態で格納するための磁気テープ、磁気ディスク等をいう。

(運用体制)

第 3 条 情報システムの適正な運用を図るため、システム管理責任者を置く。

2 システム管理責任者は、事務局長とし、情報システムに関する次の業務を行うものとする。

- (1) コンピュータの使用許可に関すること。
- (2) 情報システムの障害の予防、障害の復旧その他の保守に関すること。
- (3) 個人データの管理に関すること。
- (4) 情報システムの改善に関すること。
- (5) その他情報システムの運用に関すること。

3 システム管理者は、第 2 項に規定する業務の一部を職員に分掌させることができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(利用の許可)

第 4 条 システム管理者は、職員のうち、主としてコンピュータを使用する業務を行う者に対してのみ、コンピュータ使用を許可するものとする。

(使用者の義務)

第 5 条 前条の規定により使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、コンピュータを使用するにあたって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、使用者以外の者がコンピュータの出力画面及びプリンタからの印字物を容易に看取できる状態で利用してはならない。
- (2) 使用者は、誤って業務上不要な個人データについて印字出力を行った場合、個人情報の漏えいにつながらないように措置を講じなければならない。
- (3) 使用者は、情報システムに何らかの異常を発見したときは、直ちにシステム管理者に報告するものとする。
- (4) 使用者は、個人データを末端機及び媒体に保存してはならない。
- (5) 使用者は、前各号の他保護規程の趣旨を全うするよう努めなければならない。

(防災及び防犯)

第 6 条 システム管理者は、情報システムの運行全般に対する自然災害又は不法な破壊行為等による被害を防止し、最小限にとどめる措置を講ずるものとする。

(委託の範囲)

第 7 条 システム管理者は、保護規程第 9 条第 5 項の規定に基づき情報システムの運行に必要なデータ処理等業務の一部を外部に委託することができるものとする。

(委託業務の管理)

第 8 条 システム管理者は、前条に規定する委託を行う場合は、業務受託者との間に次の各号を遵守する旨を記載した委託契約を交わすものとする。

- (1) 情報システムに登録されている個人データを委託事項以外に使用し、複製し及び複写してはならないこと。
- (2) 個人データに関し秘密を保持すること。
- (3) 第三者への再委託を禁止すること。
- (4) 委託業務終了後の資料の返却及び受託者の保有する記録媒体上の情報を消去すること。
- (5) 業務遂行状況に関する適宜報告を義務づけること。
- (6) 事故が発生した場合の委託者への通知を義務づけること。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、情報システムの適正な運行及び個人情報の保護に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。